

江別市省電力設備更新支援事業 Q&A

1. 支給対象者について

Q1-1	中小企業者の定義は。
A	当補助金における中小企業者の分類は、中小企業基本法において定められている中小企業者の基準に準拠しています。 詳細については、中小企業庁のホームページ (https://www.chusho.meti.go.jp) をご参照ください。
Q1-2	主たる事業所とは。
A	法人の場合は、登記上の「本店」又は法人が「本社」として位置づけている店舗。個人事業主の場合、本社（本店）と位置づけている事業所（店舗等）になります。
Q1-3	個人事業主の場合、住民登録は江別市である必要があるか。
A	個人事業主の場合は、江別市内に住民登録していなくても、主たる事業所（店舗等）が市内に在れば支給対象となります。ただし、電気代は、市内の事業所で使用したものに限られますのでご注意ください。
Q1-4	個人事業主で江別市と他都市で事業をしているが、両店舗の規模や売上げに差が無い場合、どちらの店舗を主たる事業所とすればよいか。
A	個人事業主の場合は、本社（本店）と位置づけている事業所（店舗等）が主たる事業所になります。したがって、当該事業所の本社（本店）所在地が江別市であれば、当補助金の支給対象となります。
Q1-5	複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することは可能か。
A	申請は、法人又は個人事業主単位のため、事業所や部門単位での申請は認められません。
Q1-6	常時使用する従業員の定義は。
A	<p>以下の方は「常時使用する従業員数」に含めないものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 会社役員（ただし、従業員との兼務役員は「常時使用する従業員」に含まれます。） (b) 個人事業主本人および同居の親族従業員 (c) （申請時点で）育児休業中・介護休業中・傷病休業中または休職中の社員 ※法令や社内規則等に基づいて休業・休職措置が適用されている者 (d) 以下のいずれかの条件に該当する、パートタイム労働者等 <ul style="list-style-type: none"> ・日々雇い入れられる者、2ヶ月以内の期間を定めて雇用される者、または、季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて雇用される者 （ただし、所定の期間を超えて引き続き雇用されている者は「常時使用する従業員」に含まれます。） ・所定労働時間が同一の事業所に雇用される「通常の従業員（※1）」の所定労働時間に比べて短い者 <p>※1 「通常の従業員」について 社会通念に従い、事業所において通常の従業員と判断される従業員とします。労働契約の期間の定めがない、長期雇用を前提とした待遇を受ける賃金体系である等、雇用形態、賃金体系などを総合的に勘案して判断することになります。</p>

2. 省エネ機器について

Q2-1	LED照明機器、空調機器、冷凍・冷蔵庫を組み合わせで申請することは可能か。
A	可能です。
Q2-2	補助金の交付決定を受け、機器を購入したが、申請期限である令和5年2月末までに設置が間に合いそうにない。この場合、補助金の交付は受けられるか。
A	申請期限までに、設備の購入、設置、支払い、実績報告が完了しない場合は、補助金の交付は出来ません。また、業者の都合により申請期限内に設置が出来なかった場合についても、同様に補助金の交付は出来ませんのでご注意ください。
Q2-3	リース、レンタルの場合は補助対象になるか。
A	補助の対象外です。購入に限ります。
Q2-4	中古設備は補助の対象となるか。
A	補助の対象外です。
Q2-5	空気清浄機は、空調機器として補助の対象になるか。
A	空気清浄機は補助の対象外です。補助の対象となる省エネ設備のうち、空調機器は温度及び湿度を調整する機能があることが条件です。
Q2-6	LED照明機器を組み込んだ看板は対象となるか。
A	原則、LED照明機器と看板が一体化している場合は、補助の対象となりません。ただし、看板にLED照明機器を取り付けている場合で、看板に係る費用とLED照明機器に係る費用が明確に区別出来る場合は、LED照明機器の部分が補助対象となります。
Q2-7	補助対象設備の送料や設置費、工事費は補助対象経費となるか。
A	原則、設備と一体として支払われる送料や設置費、工事費は対象となります。ただし、一般的な送料を相当に上回っている場合や、購入する設備代を上回る工事費が計上されている場合等は、積算根拠を提出していただき、個別に補助金支出の適否を判断いたします。
Q2-8	補助対象設備は、新設や更新のどちらでも良いのか。
A	更新に限ります。
Q2-9	補助対象設備はどこで購入・設置しても良いのか。
A	商品は原則、市内事業者から購入、取付するものを補助対象とします。

3. 決算書・確定申告書について

Q3-1	個人事業主で、確定申告を行っていない為に写しが添付できない場合でも申請は可能か。
A	法人では決算書、個人事業主は確定申告書の添付は必須です。したがって、確定申告をしていないことを理由に、電気代の領収書のみでの申請は認められません。

Q3-2	確定申告書に収受印の無い場合や、e-Taxによる申告で受信通知のない場合は、どうしたらいいか。
A	提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その2）」を提出することが必要です。なお、「納税証明書（その2）」は税務署で交付を受けることができます。

Q3-3	確定申告書に税理士等、税務署以外の者による受付印が押されている場合、税務署の収受印の代替となるか。
A	税務署の収受印以外は認められません。

4. その他について

Q4-1	当補助金は、課税対象となるか。
A	現時点において、税務上、益金（個人事業主の場合は収入金額）に算入されま す。
Q4-2	創業1年未満でも申請可能か。
A	令和4年9月30日以前に設立・創業している場合は申請できます。法人は 「法人設立届出書」、個人事業主は「開業届」をそれぞれ申請時に提出いた だきます。
Q4-3	申請から交付までの流れをおしえてほしい。
A	①省エネ機器の購入前に市に申請→②市が発行する決定通知を受領後、機器の購入、 設置および支払→③設置・支払完了後、市に実績報告→④入金 以上が基本的な流れとなります。市による交付決定通知前に購入した省エネ機器につ いては、補助の対象外となりますのでご注意ください。また、申請期限は令和5年1 月末としておりますが、申請書類の審査および交付決定に一定の時間を要するため、 その後の設置工事などに要する日数を勘案し、お早めの申請をお願いします。
Q4-4	交付決定を受けた後に、購入機器の変更が生じたが、変更は可能か。
A	交付決定額の範囲内での金額変更であれば、補助事業内容変更承認申請書およ び変更後の見積書を市に提出してください。 また、交付決定額を上回る変更の場合は、予算の関係上、再度新規扱いで交付 申請をしていただくこととなります。その際、予算枠が既に終了している可能 性もありますので、機器の選定には十分ご留意願います。
Q4-5	当補助金により導入した設備を処分することに制限はあるか。
A	原則、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、5年間は処分するこ とができません。やむを得ず処分する必要がある場合は、市に取得財産の処 分申請書を提出いただきますので、処分前に市にご連絡願います。
Q4-6	補助対象経費支払いの際の注意点について教えてほしい。
A	下記に挙げる例は、補助対象経費であっても支払対象外となります。 ・市から交付決定を受ける以前に購入したもの。 ・領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請者名（会社名、個人名、屋 号）」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者名」以外のものや空欄のもの。 ・申請書に記載した「申請者名（会社名、個人名、屋号）」、「代表者名」、「店舗 名称」、「店舗責任者名」以外の名義のクレジットカードで支払ったもの。 ・手形払等により支払い実績を確認出来ないもの。 ・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員に対して支払ったもの。 ・他の取引と混在しており、明細等で当該経費が判別できないもの。
Q4-7	補助金の申請に際し、提出する設備の写真はどのように撮ればいいのか。
A	申請には更新前後の設備の写真が必要ですが、更新後の写真は、対象設備の機 種を特定するために、型番等が明記されている箇所がわかるように撮影してく ださい。
Q4-8	補助金を申請者とは別の口座に振り込むことは出来るか。
A	出来ません。振込先は申請者名義の口座のみとさせていただきます。